

行政手続における押印等の見直しについて

総 務 課
令和3年3月29日

1 趣旨

県の行政手続について、オンラインによる申請・届出等の導入を拡大し、県民の利便性向上や行政運営の効率化を図るため、押印等の見直しを行った。

<対象機関>

知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、教育庁等、警察本部等

2 概要

(1) 押印の見直し

- 県独自に押印を求めている手続は1,945。

このうち1,772手続(91.1%)については、令和3年4月1日から押印を廃止する。

残りの173手続のうち、61手続については押印廃止の方向で関係機関と調整しており、112手続については当面押印を存続する。

押印を存続する主なものは、次のとおり。

- ア 申請者等に県以外の機関等からの厳格な証明を求めるもの

在職証明書(資格取得時)、開発行為に係る関係権利者の同意書、法人が代理人として行う個人情報開示請求書 など

- イ 県以外の機関等が押印を求めるもの

登記承諾書(法務局)、口座振替依頼書(金融機関)、失業認定申告書・就業促進手当に相当する退職手当支給申請書(公共職業安定所) など

- ウ 当事者間の意思の決定内容等を証するもの

契約書、連帯保証契約書、請書、覚書、入札書(委任状を含む)、債権の承継届、相続の開始届 など

- 法令等を根拠に押印を求めている手続については、国から示されたガイドライン等に基づき、1,200手続の押印を廃止し、1手続の押印を存続する。

また、国からガイドライン等が示されていない694手続については、国の方針を踏まえ、順次対応していく。

（２）書面や対面を求めている手続の見直しによる利便性向上

- 押印の廃止に加え、今後書面や対面を求めている手続の見直しを行うことにより、オンライン化を推進し、県民や事業者の更なる利便性の向上を図る。

オンライン化は準備が整ったものから順次導入していくこととしているが、現時点で、オンライン化を予定している主な手続は、次のとおり。

- ア 補助金交付申請等（交付申請、実績報告など）
 - イ 施設の利用申請（カレッジプラザ、美術館、博物館、農業科学館など）
 - ウ 高齢者福祉施設の事業開始等の届出（変更届、廃止届など）
 - エ セミナー・研修申込み（子育て支援員研修、総合食品センターの各種研修、農薬管理指導士養成研修など）
-
- その他の手続についても、次のような課題を解消した上で、更なるオンライン化の拡大を図る。
- ア 原本書類の添付が必要
 - イ 手数料等の証紙による納付が必要
 - ウ 申請等の受付窓口が県以外の機関である（市町村、金融機関等）
 - エ 対面による本人確認が必要（本人確認書類との照合が必要）